

第24回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和7年12月19日(金) 午後3時30分から

○議 題

1 議 案

- | | |
|---|------------|
| (1) 議案第45号 公文書部分公開決定に対する審査請求について | (資料1-1~11) |
| (2) 議案第46号 練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則 | (資料2) |
| (3) 議案第47号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則
の一部を改正する規則 | (資料3) |
| (4) 議案第48号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則
の一部を改正する規則 | (資料4) |

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価
について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告
- | | |
|--|--------|
| ① 指定管理者の指定について | (資料5) |
| ② 児童生徒用タブレットパソコンの更新について | (資料6) |
| ③ 令和8年度入学中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について | (資料7) |
| ④ 令和6年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況
について | (資料8) |
| ⑤ 令和6年度学校教育支援センター各事業の利用状況について | (資料9) |
| ⑥ 小竹図書館の休館等について | (資料10) |
| ⑦ 「ねりまママパパてらす」の実施について | (資料11) |
| ⑧ その他 | |

資料 2

議案第46号

練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月19日

提出者 教育長 三浦 康彰

練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

練馬区学校給食運営委員会規則（昭和43年9月練馬区教育委員会規則第1号）
の一部をつぎのように改正する。

第2条中「16名」を「14名」に改める。

別表調理員の項中「4名」を「2名」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月19日

教育振興部保健給食課

練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

学校給食運営委員会は、学校給食の能率的かつ効果的な運営に必要な事項を協議する場として設置され、翌年度の学校給食費単価に関する答申を行うほか、練馬区学校給食衛生管理基準や学校給食の手引きに関する審議等を行っている。

現在の委員構成において、調理員の割合が他の選出区分に比べて高くなっていることから、委員構成の均衡を図り、各選出区分の意見が公平に反映されるようするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

調理員の人数を4名から2名に改める。

現行	改正案
小学校長	2名
中学校長	2名
指導主事	1名
小学校給食主任	2名
中学校給食主任	2名
栄養士	2名
調理員	4名
給食委員会事務職職員	1名
小学校長	2名
中学校長	2名
指導主事	1名
小学校給食主任	2名
中学校給食主任	2名
栄養士	2名
調理員	<u>2名</u>
給食委員会事務職職員	1名

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

別 紙

練馬区学校給食運営委員会規則新旧対照表

現 行	改正案
(構成) 第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者について、教育委員会の委嘱する <u>16名</u> をもって組織する。 付 則 [略]	(構成) 第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者について、教育委員会の委嘱する <u>14名</u> をもって組織する。 付 則 [略] 付 則 <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u>
選出区分 [略] 委員数 [略]	選出区分 [略] 委員数 [略]
調理員 [略] 4名 [略]	調理員 [略] 2名 [略]
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

議案第 47 号

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 19 日

提出者 教育長 三浦 康彰

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する
規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第11号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第1項中「教員特別手当」を「次条に規定する校務を分掌する職員の教員特別手当」に改め、同条第2項中「含む。）」のつぎに「であって、次条に規定する校務を分掌するもの」を加える。

第2条のつぎにつぎの1条を加える。

（校務の種類）

第2条の2　条例第31条第2項に規定する規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する教育職員が行う全ての園務とする。

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

参考資料

令和7年12月19日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由および内容

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、校務に応じた額と校務の種類を定めるため。

2 施行期日

令和8年1月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 参考（「令和7年度都労連等との給与改定交渉の妥結状況」から抜粋）

義務教育等教員特別手当の見直し【令和8年1月1日実施】

学級担任加算を導入

・加算額

主担任の業務月額 3,000円

副担任の業務月額 1,000円

複数の者で学級を担任する業務月額 2,000円

・毎月初日時点で学級担任である者に加算

本件は現在検討中であり、内容が変更される可能性がある。

別 紙

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級およびその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額(その者が、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 <u>次条に規定する校務を分掌する職員の教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級およびその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額(その者が、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。</u></p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)であって、<u>次条に規定する校務を分掌するものの教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。</u></p> <p><u>(校務の種類)</u></p> <p><u>第2条の2 条例第31条第2項に規定する</u></p>
[新設]	

規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する教育職員が行う全ての園務とする。

付 則 [略]

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

資料 4

議案第48号

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月19日

提出者 教育長 三浦 康彰

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正
する規則

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第12号）の一部をつぎのように改正する。

別表第1中「終日におよぶ程度（日中7時間45分以上）」を「半日程度（日中4時間以上）」に、「午前2時」を「午前4時」に改める。

別表第2中「7,500円」を「8,000円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

参考資料

令和7年12月19日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、支給対象となる業務の程度および支給額を定めるため。

2 改正の内容

・別表第1

支給対象となる業務の程度を以下のとおり改める。

	週休日、休日および代休日	その他の日（勤務日）
業務の程度	終日におよぶ程度 半日程度	午前2時から午前8時 午前4時から午前8時

・別表第2

手当額を以下のとおり改める。

支給範囲	手当額
幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき	日額7,500円
幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき	日額8,000円

3 施行期日

令和8年1月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

別 紙

練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
本 則 [略]	本 則 [略]
付 則 [略]	付 則 [略] 付 <u>則</u> 1 <u>この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</u> 2 <u>この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。</u>
別表第 1（第 2 条関係）	
[略]	[略]
業務の程度	ア <u>終日におよぶ程度（日中 7 時間 45 分以上）</u> イ [略]
	ア [略] イ <u>午前 2 時から午前 8 時まで</u> ウ [略]
別表第 2（第 2 条関係）	
[略]	[略]
支給範囲	手当額
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務でつぎに掲げる業務に従事したとき。 [略] [略] 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。 幼児に対する緊急の補導業務に従事したと	日額 <u>7,500円</u> 日額 <u>7,500円</u>
別表第 1（第 2 条関係）	
[略]	[略]
業務の程度	ア <u>半日程度（日中 4 時間以上）</u> イ [略]
	ア [略] イ <u>午前 4 時から午前 8 時まで</u> ウ [略]
別表第 2（第 2 条関係）	
[略]	[略]
支給範囲	手当額
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務でつぎに掲げる業務に従事したとき。 [略] [略] 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。 幼児に対する緊急の補導業務に従事したと	日額 <u>8,000円</u> 日額 <u>8,000円</u>

き。 き。

資料 5

令和7年12月19日
教育委員会事務局

指定管理者の指定について

令和7年第四回練馬区議会定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を指定したため報告する。

No.	施設の名称	指定管理者	指定の期間	所管課	備考
1	練馬区立 軽井沢少年自然の家	・軽井沢フード株式会社 ・長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢 10番地8 ・代表取締役 塩川 博俊	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)	保健給食課	別紙1
2	練馬区立 武石少年自然の家	・一般財団法人上田市地域振興事業団 ・長野県上田市上丸子1612番地 ・理事長 小相澤 隆幸	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)	保健給食課	別紙2
3	練馬区立 平和台図書館	・シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社 ・東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6番地3 ・代表取締役 山田 智治	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)	光が丘図書館	別紙3
4	練馬区立 平和台児童館 練馬区立 平和台児童館 学童クラブ	・公益財団法人児童育成協会 ・東京都千代田区四番町2番地12 ・理事長 鈴木 一光	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)	子育て支援課	別紙4
5	練馬区立 北大泉児童館	・株式会社マミー・インター ナショナル ・神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1番地 グランビュービル5階 ・代表取締役 伊藤 勝康	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)	子育て支援課	別紙5
6	練馬区立 北町児童館 練馬区立 北町児童館 学童クラブ	・株式会社日本保育サービス ・東京都港区港南一丁目2番70号 ・代表取締役 坂井 徹	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)	子育て支援課	別紙6
7	練馬区立 東大泉児童館 練馬区立 東大泉児童館 学童クラブ 練馬区立 東大泉児童館 第二学童クラブ	・株式会社ポピングズエデュケア ・東京都渋谷区広尾五丁目6番6号 ・代表取締役 田村 篤司	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで (5年間)	子育て支援課	別紙7

令和 7 年 12 月 19 日
教育振興部保健給食課

指定管理者の指定について（練馬区立軽井沢少年自然の家）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地8

軽井沢フード株式会社

代表取締役 塩川 博俊

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月14日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月21日 令和7年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月9日 第2回指定管理者選定小委員会

（企画提案書作成要項の審議）

7月14日 企画提案書作成要項配付（団体を特定して実施）

7月31日 申請書類受付（経営状況に関する部分）

8月6日 経営診断委託

8月21日 申請書類受付（事業計画に関する部分）

8月25日 第3回指定管理者選定小委員会

（現地視察）

9月4日 第4回指定管理者選定小委員会

10月27日 令和7年度第3回指定管理者選定委員会
(申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)

(申請団体の評価、採点)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な施設運営が期待できること、当該施設を拠点とした校外学習の安全かつ安定的な受入れが今後も期待できることなどの理由により、軽井沢フード株式会社が練馬区立軽井沢少年自然の家を運営するにふさわしい団体と判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

財務状況の短期的な安全性を示す指標である流動比率、短期的な支払能力を示す当座比率および長期的な安全性を示す固定長期適合率ともに大変優れている。

資金繰りの状況を表す経常収支比率はやや劣っているが、自己資本比率は大変優れしており、全体として経営の安全性はやや優れているといえる。

(2) 当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用するとともに、労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則などを定め、適正に運用している。また、理事会・役員会における役員の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。

独自に作成している接遇マニュアルによる新規採用時研修、社内研修および社外研修により、「おもてなしの心」を持った従業員の育成を行っている。

利用者からの苦情や要望は必ず組織として対応を行い、事実を記録に残して、同様の苦情を繰り返さないよう対処している。また、苦情や要望の受付体制を整備し、現場で判断できない苦情に関しては社内の苦情処理委員会等の判断を仰ぎ、区と協議の上、迅速な苦情処理に努めている。

高齢者、障害者、子ども連れなどに対しては安全性や快適性のために必要な配慮を行い、利用団体が主体的に活動できるよう支援している。また、利用者を一人の人間として尊重し、安心して過ごせる環境を整えている。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

当該施設に関する区の設置目的を理解し、サービス水準を向上させるため、利用者との会話やアンケートの結果から課題を整理し、社内で情報共有

することで迅速な改善へ繋げる体制が整えられており、評価できる。

人材育成に関しては、職員を自治体主催の講習会や研修会等に参加させるなど、職員の資質向上に継続して取り組む体制があり、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

初めて担当する教員でも安心して校外学習を実施できるよう、学校ごとに担当の職員を配置し、徹底して連絡を取り合う等、児童・生徒だけでなく教員への配慮も十分にできており、評価できる。

移動教室を安全に実施するため、事前にハイキングコースなど見学先の安全を確認し、学校へ情報提供したり、コース間違いを防ぐためにハイキングコースへ職員が同行するなど、継続して十分なサポートを行っており、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

職員による定期的な点検作業により、修理や交換を要する箇所の早期発見に繋げられるよう、利用者の安全の確保および快適な環境の整備に努めており、評価できる。

防災マニュアルを整備し、自衛消防隊による防災訓練を実施している。また、緊急時の第一次出動要員および第二次出動要員を定め、迅速に状況を把握して対応するよう人員の確保ができる体制を整えるなど、危機管理に継続して取り組む計画があり、評価できる。

食事提供では、食品衛生協会と協力して検便を実施する、食品衛生資材を調達する、食品衛生講習会に職員が参加する等、安全な食事提供が行えるよう体制が整えられており、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

人員配置について、従業員の高齢者率を下げる等、会社経営体制の強化を目指す提案がある。

管理業務費を圧縮するため、外部発注でなくとも実施できる除雪や清掃作業等は、自社で専門知識や技術・免許を持った人材を育て、設備保守、施設修繕、定期清掃等に充てることで不要な経費を削減する提案がある。

インターネットプロモーション（ブログ）を活用することでリピート率を上げる提案に加え、施設の特性を生かした星空観察会、ベルデ遊々の森での自然散策等のイベントを実施し、利用料金の収入増を図る提案がある。

閑散期には、区外者へ付帯設備の予約開放を行い、稼働率を上げる提案がある。

これらの提案から、効率的に管理運営されることが期待できると評価した。

(7) 校外学習の受入体制

軽井沢の豊かな自然と歴史を生かし、日常生活では経験できない森のトレッキングや林業体験をはじめとした自然体験学習の提供、各種プログラムへの支援体制の構築等、安全・安心で適切なサービス提供に繋がる提案があり、評価できる。

児童・生徒の安全を確保するため、天候、道路状況、登山道の状況等を把握し、速やかに学校へ伝えるリスクマネジメント体制が整っており、評価できる。

近年増加している熊の出没への対策として、軽井沢町役場住民課およびNPO法人ピッキオと連携および情報共有を行い、出没情報をいち早く把握できる体制が整えられている。また、施設内で実施する林業体験やトレッキング実施時には、熊鈴や熊よけスプレーを常備し、万が一に備えた安全対策が講じられており、評価できる。

校外学習の実施時に区が委託する看護会社をはじめ、地域の医療機関や消防署と連携し、急な怪我や発熱等に対応できる体制が整えられており、安全・安心な校外学習の実施が期待できる。

(8) 地域への貢献

追分地区官公署等懇談会に参加し、地元との情報交換を積極的に行うことで地域との交流を深める提案があり、評価できる。

また、追分地区で毎年7月に開催される軽井沢町屈指の夏祭りである追分馬子唄道中に係員として参加することで、地域への貢献を行う提案があり、評価できる。

別表
指定管理者選定の審査結果（練馬区立軽井沢少年自然の家）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団 体 審 査 提 案 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 (4) 食事提供における衛生管理体制	25点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 校外学習の受入体制 (施設特性に応じた評価項目)	(1) 校外学習の受入時の職員配置 (2) 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組	30点
	8 地域への貢献	(1) 地域、関係機関との連携の推進	15点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		軽井沢フード 株式会社
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	50	40
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	25	20
6 効率的な管理運営	20	16
7 校外学習の受入体制 (施設特性に応じた評価項目)	30	24
8 地域への貢献	15	12
合 計	200	160

令和7年12月19日
教育振興部保健給食課

指定管理者の指定について（練馬区立武石少年自然の家）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立武石少年自然の家の指定管理者をつきのとおり指定する。

2 指定管理者

長野県上田市上丸子1612番地
一般財団法人 上田市地域振興事業団
理事長 小相澤 隆幸

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月14日 第1回指定管理者選定小委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)

5月21日 令和7年度第1回指定管理者選定委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)
(現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

7月9日 第2回指定管理者選定小委員会
(企画提案書作成要項の審議)

7月14日 企画提案書作成要項配付（団体を特定して実施）

7月31日 申請書類受付（経営状況に関する部分）

8月6日 経営診断委託

8月21日 申請書類受付（事業計画に関する部分）

8月25日 第3回指定管理者選定小委員会
(現地視察)

9月4日 第4回指定管理者選定小委員会

10月27日 令和7年度第3回指定管理者選定委員会
(申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
(申請団体の評価、採点)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な施設運営が期待できること、当該施設を拠点とした校外学習の安全かつ安定的な受入れが行われていることなどの理由により、一般財団法人上田市地域振興事業団が練馬区立武石少年自然の家を運営するにふさわしい団体と判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

財務状況の短期的な安全性を示す指標である流動比率、短期的な支払能力を示す当座比率および長期的な安全性を示す固定長期適合率ともに大変優れています。資金力は大変優れている。

また、自己資本比率は大変優れています。資金繰りの状況を表す経常収支比率は平均的であり、全体として経営の安全性はやや優れているといえる。

(2) 当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用するとともに、労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則などを定め、適正に運用している。また、理事・役員の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的に開催されている。

職員階層ごとの研修や外部機関が開催する研修を職員が受講できる仕組みを整え、職員の能力向上に努めている。

上田市の差別撤廃・人権擁護に関する施策である上田市人権施策基本方針を踏まえ、利用者の公平な対応および人権への配慮に努めている。

小・中学校、少年・高齢者・障害者団体の要望を丁寧に聴き取り、利用団体が主体的に活動できるよう支援している。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

当該施設に関する区の設置目的を理解し、サービス水準を維持するため、各種マニュアルの整備や業務日誌を通じて、職員間の情報共有に努めている。

利用者アンケートや施設に滞在している利用者との会話を通じてニーズの把握に努める中で、ロビーに観光案内コーナーを設け、県内観光地等のパンフレットや施設利用割引券等の配布を行っている。これらの情報提供を更に充実

させるなど利用者の視点に立った運営に取り組む提案があり、評価できる。

マイカーを持たない利用者や車の運転ができない利用者を対象とした、新幹線上田駅への送迎バス事業を継続して行う提案があり、評価できる。

利用者のニーズを把握する上で重要な手段と捉えている利用者アンケートでは、回収率を上げるために回収箇所を複数設けるなど工夫しながらニーズ把握に努めており、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

移動教室を安全に実施するため、武石村内ウォークラリー、車山ハイキング、ナイトウォークなどのコース確認を長年行い、経験を積み重ねることが施設職員の重要な財産となっている。このノウハウを管理職から職員、先輩から後輩へ継承していく提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

施設の維持管理全般に関わる安全を確保するため、安全管理マニュアルを職員全員に配付し、定期的な読み合わせと職員相互のチェックを行っている。

関係機関と連携し、各種マニュアルに基づいた迅速かつ的確な対応を行うため、年間計画を立て、火災想定訓練、土砂災害想定訓練、地震発生想定訓練等に取り組んでおり、これらを継続する提案がある。令和7年2月に武石地域で発生した大規模な山林火災の際には、消火活動を行う自衛隊のヘリコプターの発着場所としてグラウンドを開放した上で、施設職員も消火活動の一翼を担い、早期の鎮火に貢献するなど、臨機応変に対応できる体制が整っており、評価できる。

施設本館は、校外学習事業が中心となるため、衛生管理に加え、児童・生徒各個人のアレルギーや疾病、宗教食等への対応についても情報共有し、安全かつ適正な食事提供に努めている。また、本館・新館それぞれの施設の衛生管理者は、食中毒防止等に関する専門的な知識に基づき、厨房の職員に対する指導を徹底して行っている。この体制を継続する提案があり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

利用料金の収入増に向けた取組として、上田市民が練馬区民と同料金で施設を利用できる上田市民優待プランを実施し、閑散期の利用者増加へ取り組む提案がある。また、区とタイアップしたバスターミナルの受入れを行い、集客にも努めている。

宿泊室の効率的な活用を目指し、利用者を同一フロア内に集め、使用しないフロアは消灯する等、節電を心掛けており、電力料金を節減する提案がある。

利用促進に向けた取組として、新そば祭りやクリスマスなどのイベント開催、ロビーコンサート、星空観察会等を定期的に実施し、これらを継続する提案がある。

上記提案は、いずれも区が求める基準を満たしている。

(7) 校外学習の受入体制

校外学習が安全かつ確実に履行できるよう全面的に支援する体制を整えている。事前のアレルギー食の準備から始まり、児童・生徒の到着後は、ハイキ

ング等に随行し、引率教員との連絡を密に取るなど、きめ細やかな対応がなされている。これまで大きな事故もなく校外学習を支援してきた実績があり、今後も同様の体制を継続する提案がなされており、評価できる。

校外学習の実施中の事故・災害発生時には、施設職員の誰もが同じ対応がとれるよう、安全管理マニュアルが整備されている。また、消防署等の専門的な知識を持つ職員の指導のもと、計画的に防災訓練を実施しており、これを継続する提案があり、評価できる。

(8) 地域への貢献

現地では、住民の高齢化が進み、作業活動に必要な労働力の確保が困難であるため、地域との交流促進の一環として、地元自治会の自治会長からの要請に応じ、生活道路の草刈りや獣害柵の手入れなどに職員を派遣している。また、武石地域のイベントへの参加や協力を積極的に行う等、地域への貢献を図る提案がなされており、評価できる。

別表
指定管理者選定の審査結果（練馬区立武石少年自然の家）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 (4) 食事提供における衛生管理体制	25点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 校外学習の受入体制 (施設特性に応じた評価項目)	(1) 校外学習の受入時の職員配置 (2) 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組	30点
	8 地域への貢献	(1) 地域、関係機関との連携の推進	15点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		一般財団法人 上田市地域振興事業団
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	50	40
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	25	20
6 効率的な管理運営	20	12
7 校外学習の受入体制 (施設特性に応じた評価項目)	30	24
8 地域への貢献	15	12
合 計	200	156

令和7年12月19日
教育振興部光が丘図書館

指定管理者の指定について（練馬区立平和台図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立平和台図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 山 田 智 治

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月18日 第1回指定管理者選定小委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5月21日 令和7年度第1回指定管理者選定委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
7月1日 第2回指定管理者選定小委員会
(募集要項の審議)
7月11日 ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月22日 施設見学会（参加団体数6）
8月7日 応募書類受付（経営状況に関する部分・応募団体数3）
8月8日 経営診断委託
8月7日～8月12日 応募書類受付（事業計画に関する部分・応募団体数3）
9月1日 第3回指定管理者選定小委員会
(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
(応募団体の評価、採点)
10月27日 令和7年度第3回指定管理者選定委員会
(応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診

断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、公立図書館の運営実績を有しており、安定的な施設運営が期待できること、また、「知の情報拠点」として施設特性に応じた取組や地域貢献が行なわれていること等の理由により、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が練馬区立平和台図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

事業効率性は平均的であり、資本効率と経営の安全性が高く、また資金力にも問題が無いことから、全体としては安定した経営状態である。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

個人情報の取扱いなど社で独自に定めた「図書館業務10か条」を朝会で日々確認するなど、個人情報の保護に取り組んでいる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

図書館関係法令や労働関係法令等を遵守し、内部監査やコンプライアンスに関する研修を実施している。

(3) 団体の施設運営実績

公立図書館の指定管理者としての運営実績があり、図書館の運営を円滑に行う能力を十分に有している。練馬区内においては、平成28年度から平和台図書館の指定管理者として施設の管理・運営を円滑に行っており、モニタリングの結果も良好である。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

公立図書館としての役割等を踏まえた、社で独自の「公立図書館運営5つの基本方針」を定め、平和台図書館運営の基本方針「区民が誰でも気軽に利用でき、親しみのもてる図書館」に繋げている。

職員の声掛けを通じた意見収集、利用者の声（目安箱）の設置、近隣施設等への定期訪問とヒアリングなどによりニーズ把握をする提案があり、評価できる。

司書有資格者確保のための資格取得支援として、長期休暇制度、受講費用の補助の制度を整えており、評価できる。

e ラーニングによる研修体制を整えているほか、独自研修として、郷土史に関するイベント後、担当職員が講師となり職員で共有する形態の研修を引

き続き実施する提案があり、評価できる。

(6) 利用者等への対応

点字付きのイベント告知チラシの作成、特別支援学校の生徒の職場体験受入れ、バリアフリー図書館ツアー（就労支援施設の利用者・職員向けの見学会）など、全ての利用者への公平・公正な利用を図る提案があり、評価できる。

解決状況に応じた苦情解決体制のフローチャートを作成し、ヒヤリハット体験を職員にフィードバックして苦情の未然防止に応用する提案があり、評価できる。

職員のセルフモニタリング（利用者対応など業務への取組・成果等を職員が自己評価した結果を館長およびエリアマネージャーとの面談により振り返るもの）によって接遇の質の向上を図る提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

敷地内を1時間ごとに巡回し、施設の破損箇所の早期発見や適切な室温管理など利用者の安全および適切な館内環境を確保する提案があり、評価できる。

災害、館内トラブルなどを想定した「緊急対応マニュアル」を整備し、研修やミーティングで確認するほか、元警視庁職員の警備員指導教育責任者による不審者対応研修を実施するなど、館内の安全確保のための提案があり、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

図書館運営のノウハウを有する、平均勤続年数約11年の現職員を継続して配置することで、更なるサービス向上および事業充実を効率的に図る提案がある。また、今後5年間の中で、数年先を見据えた新たな人材を採用することで、組織の活性化・レベルアップを図る提案がある。

1か月ごとに各経費の棚卸しおよび点検を行い、異常があった際は速やかに改善できる、経費面でのPDCAサイクルを徹底している。

これらの提案から、効率的に管理運営されることが期待できると評価した。

(9) 施設特性に応じた評価項目

館内に新たにオレンジコーナーを設置し、図書資料のほか脳活等が行えるスペースとともに、地域包括支援センターと連携して、図書資料を置くだけに留まらない、利用者間の交流を促進し、高齢者の居場所と安心してもらえる魅力的なスペースとして設置する提案があり、評価できる。また、子育て世代向けのおはなし会の実施後の時間を更に活用し、保護者・子どもの交流機会を新たに設ける提案があり、評価できる。

講演会や寄席などの集客効果が高いイベント、アウトリーチ事業、テーマ展示などによる来館のきっかけ作りを行うとともに、継続的なサービス紹介により図書館の利用促進を図る提案があり、評価できる。

図書館資料の管理について、リクエスト用紙、学校・学校図書館からの

フィードバックのほか、ビブリオバトル（知的書評合戦）などのイベントなどから地域ニーズを把握し、ニーズに沿った資料収集を行う提案があり、評価できる。

(10) 地域への貢献

区民雇用の促進について、区民雇用率60パーセント以上を目標とし、区民を優先的に雇用することに加え、正社員への登用制度や永年勤続表彰制度などの活用により、区民雇用率の目標達成を継続しつつ、区民である職員の定着化にも取り組む提案がある。

なお、令和3年度から令和6年度までの年間平均離職率は約3.5パーセントである。

再委託業務のうち75パーセントで区内事業者を活用するとしている。また、物品の調達について、区内事業者からの調達を原則とすることに加え、イベント景品の調達先として区内障害者福祉施設を1施設増やす提案がある。

現在の指定期間中、近隣の東京少年鑑別所と数年にわたる関係づくりにより、新たな連携先として団体貸出を開始しており、今後もニーズに対応した資料提供を行うなど、連携の拡充に継続して取り組む提案がある。また、平和台地域の「こども食堂」と連携したリサイクル資料の提供や出張読み聞かせの実施、地域の伝統文化である「ちがや馬飾り」のハード・ソフトの両面からの継承支援、学校図書館と連携した中学校間の交流を促進する参加型企画の実施など、実現可能性を踏まえた効果的かつ新たな提案がある。

これらの提案から、地域に根差した「知の情報拠点」として、地域の課題解決につながる貢献が期待でき、特に評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立平和台図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点
	3 団体の施設運営実績	(1) 平和台図書館と同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点
提案審査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	30点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	25点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	25点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案 (3) 図書館資料の管理に関する提案	30点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
	合計		200点

2 審査結果

評価項目	配点	応募団体 (得点)		
		A	B	C
		シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社		
1 安定性・継続性	5	4	4	3
2 組織体制	5	4	4	4
3 団体の施設運営実績	10	8	10	8
4 区内事業者か否か	10	0	0	6
5 施設運営体制	30	24	24	18
6 利用者等への対応	25	20	20	20
7 施設の維持管理・安全性への配慮	25	20	20	20
8 効率的な管理運営	30	24	24	18
9 施設特性に応じた評価項目	30	24	24	18
10 地域への貢献	30	30	24	18
合 計	200	158	154	133

令和7年12月19日
こども家庭部子育て支援課

指定管理者の指定について（練馬区立平和台児童館）

指定管理者の指定について（練馬区立平和台児童館学童クラブ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブ（以下「平和台児童館等」という。）の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都千代田区四番町2番地12

公益財団法人 児童育成協会

理事長 鈴木 一光

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月9日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月21日 令和7年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月3日 第2回指定管理者選定小委員会

（企画提案書作成要項の審議）

7月11日 企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）

7月25日 申請書類受付（経営状況に関する部分）

8月5日 経営診断委託

8月12日 申請書類受付（事業計画に関する部分）

8月29日 第4回指定管理者選定小委員会

（プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）

9月18日	第5回指定管理者選定小委員会 (申請団体の評価、採点)
10月27日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な運営・管理が期待できること、また、併設施設や関係機関等と連携し、地域において継続して安全・安心に過ごすことのできる施設運営が行われていること等の理由により、公益財団法人児童育成協会が平和台児童館等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

当団体は借入金に頼らずに運営されており、長期的に安定した事業活動が可能である。また、収入全体に対する補助金収入が高いが、これを除けば自主的運営努力が十分になされており、全体としては安定した経営状態である。

(2) 当該施設の運営実績

新型コロナウイルス感染症の流行により激減した来館者、特に中高生世代を呼び戻す館運営に取り組んだ。バンドやダンスの発表の場「サマーフェス」の再開、「冬ふえす」の追加実施などで、音楽室の利用が増え、音楽室の利用後にドッジボールやカフェプログラムに参加する好循環により徐々に来館者数も回復した。

小学校高学年がプレイルームを自由に使える「高学年タイム」を新たに実施した。新規の高学年来館者の増加、中学生になっても来館を継続する児童の増加につながっている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

全ての子どもが安心して過ごせる「居心地のよい場所」を目指し、家庭環境や国籍、障害の有無を問わず受け入れる。子どもたちが自由に意見や気持ちを表現できる環境を整えて、意見等を運営に反映させるという運営の基本的な考え方は、児童館の設置目的、児童館ガイドラインに沿ったものであり、評価できる。

職員の技術向上のため接遇やコミュニティワークなどの技術研鑽の場を設

定しており、サービス水準の維持・向上につながる取組として、評価できる。

児童館では、子どもの意見を聞く場として「ピース会議（子ども会議）」を開催する提案がある。学童クラブでは、日々の連絡帳やお迎え時の会話を通じて保護者の要望を聞くほか、保護者と年2回の面談を行う提案がある。これらの提案は、来館者や利用者のニーズを把握して館運営に反映する取組として、評価できる。

職員の経験年数に応じた、初任者、初級、中級、施設長の研修制度が整っている。計画的に外部研修等にも参加させており、継続的な職員のスキルアップが期待できる提案として、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

児童館では、まち探検や野外体験、中高生のダンスやチアなど、子どもたちの「やりたい」を応援する活動を展開する提案があり、評価できる。

学童クラブでは、学期ごとに目標を設定し、異学年交流、七夕、お正月、節分などの季節行事や遠足などを通じて、仲間との思い出づくりを支援する提案があり、評価できる。

乳幼児親子支援では、時間や場所にとらわれない利用を大切にし、専用スペースを設けずに利用者同士が自然に関わる環境を整備することにより、保育園帰りや休日も乳幼児親子の利用が見られるなど、柔軟な利用スタイルが定着しており、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

施設全体の「日常点検チェックシート」を作成し、開館時および閉館時の点検を継続して実施する提案、「安全管理・危機管理マニュアル」に基づいた施設内の安全点検を継続して実施するなどの提案があり、評価できる。

災害・事故・感染症などそれぞれの状況に応じた行動フローチャートおよび「安全管理・危機管理マニュアル」に基づく迅速かつ適切な対応の提案があり、危機管理体制として評価できる。

施設内での設備不具合、事故および来館者対応などの課題に関する区への報告・相談体制、利用者や地域住民からの意見・要望への対応状況に関する報告体制の提案があり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

児童館と学童クラブが併設する施設の特性を生かし、主任以外の有資格者を児童館と学童クラブに柔軟に配置し効率的な管理運営を実現する提案があり、評価できる。

全国で多数の児童福祉施設等を運営して培った施設運営のノウハウを生かした安定的な運営に関する提案があり、評価できる。

(7) 施設特性に応じた提案

子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見とその対応として、来館時の服装や様子の変化を丁寧に観察し、子どもの発言から意図を汲み取って対応する提案があり、評価できる。気になる児童の様子は職員間で共有して対応方針を定めること、保護者への連絡時には言葉遣いや伝え方に配慮すること

との提案があり、評価できる。

当団体は、東京都が実施する「学校の居心地向上検証プロジェクト」に参画し、職員を中学校・高校に派遣してプロジェクトの運営・検証を担当している。今後、プロジェクトでの経験を生かし、地域の学校で「中高生カフェ」の実施を検討し、児童館に来ない中高生への新たなアプローチを目指す提案があり、評価できる。

こども性暴力防止法の施行を見据えて、在籍職員および新規採用者の性犯罪歴チェック等の対応が進められており、評価できる。

(8) 地域への貢献

現在、当団体が運営している平和台児童館等における、非常勤の区民雇用率は約7割である。今後も区民の継続雇用と新規採用を積極的に進め、地域に根ざした児童館運営を強化する提案があり、評価できる。

再委託では地域との連携を重視し、区内事業者の継続的な活用を推進する提案があり、物品の調達では地域貢献と活性化の観点から、区内事業者を優先的に活用する提案があり、評価できる。

町会や地域のまつり等の会合への出席、集会所の清掃などに積極的に参加する提案があり、地域・町会との連携について、評価できる。学校・関係機関と定期的な情報交換を行い、児童館だよりで活動を発信し、学校行事への参観を積極的に行う提案があり、評価できる。現在のボランティアの方の継続受入れに加え、新たなボランティアの受入れを進めていく提案があり、評価できる。

別表

指定管理者選定の審査結果（練馬区立平和台児童館等）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体審査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提案審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に応じた提案	(1) 子どもが安全に安心して過ごすための居場所としての取組 (2) 子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応 (3) その他課題として捉えている内容・課題に対する取組	30点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		公益財団法人 児童育成協会
1 安定性・継続性	5	3
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	40	32
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	20	16
6 効率的な管理運営	20	16
7 施設特性に応じた提案	30	24
8 地域への貢献	30	24
合 計	200	159

令和7年12月19日
こども家庭部子育て支援課

指定管理者の指定について（練馬区立北大泉児童館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立北大泉児童館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地 グランビュービル5階
株式会社 マミー・インターナショナル
代表取締役 伊藤 勝 康

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月9日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5月21日	令和7年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
6月24日	令和7年第二回練馬区議会定例会 (練馬区立児童館条例の一部を改正する条例議決)
7月3日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月11日～7月25日	応募書類受付 (経営状況に関する部分・応募団体数3)
7月11日～8月12日	応募書類受付 (事業計画に関する部分・応募団体数3)
7月23日～7月25日	施設見学会（参加団体数6）
8月5日	経営診断委託
8月13日	第3回指定管理者選定小委員会 (応募状況の報告、一次審査実施の有無の決定)
8月19日	応募団体運営施設の実地調査
8月29日	第4回指定管理者選定小委員会

		(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
9月18日	第5回指定管理者選定小委員会	(応募団体の評価、採点)
10月27日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会	(応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、適切な児童館および子育てのひろばの運営が期待できることならびに他自治体等における同種の施設運営経験に基づく充実した事業の提案があることにより、株式会社マミー・インターナショナルが練馬区立北大泉児童館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

借入金と比較し現金預金の割合が高く、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。社内にコンプライアンス委員会を設置し、行動規範を策定して全社員に周知している。

職員採用時の教員免許や保育士資格の有効性確認、官報での賞罰の確認を実施しており、こども性暴力防止法への対応も計画されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

(3) 団体の施設運営実績

大田区、目黒区など都内および近隣県で児童館・学童クラブを多数運営している。区内では、練馬第二小ねりっこクラブを含む計4か所の学童クラブを運営し、いずれもモニタリング評価結果は良好であることから、児童館を安定的に運営する能力を有している。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

公の施設の運営者として、地域に根差した運営、地域の子育て世代、小学生および中高生がいつでも気軽に利用できる居場所づくりならびに地域と連携した運営に努める基本的な考え方は、児童館の設置目的や児童館ガイドラ

インに沿ったものであり、評価できる。

安定的な人材確保において、候補団体の離職率は平均6パーセントと同業種平均の約半分の水準であり、評価できる。

ご意見箱による来館者の声の収集や、行事や事業ごとのアンケートで来館者の意見を伺うことを実施し運営に反映することや、利用者満足度調査に加え、第三者評価を実施しサービス内容や質の向上に取り組む提案があり、評価できる。

入社前研修、新入社員研修等の階層に応じた研修体系や、同種の施設での実習制度による職員育成とスキルアップが期待できる提案があり、評価できる。

(6) 利用者等への対応

館内掲示やホームページで来館者に利用ルールを周知し、「やさしい日本語」で外国籍の方と接するなど、公平な対応に努める提案があり、評価できる。

人権に配慮した対応について職員マニュアルに明記し、業務を実施する上で全職員が身につけるべき事項として周知や教育を行うこと、専用スペースの確保や筆談具の用意、感覚過敏の子どもへの照明調整など、多様な障害に配慮した対応を行うことが来館者の人権に配慮した内容として提案されており、評価できる。

法人への問合せ窓口を館内やホームページで案内し、利用者が意見や要望を発信しやすい環境づくりに取り組み、苦情が寄せられた場合、施設長を責任者とし、速やかに所管課へ第一報を行って対応する苦情解決体制の提案があり、評価できる。

毎月、全職員がチェックシートを活用して、基本的動作や身だしなみ、勤務態度を振り返り確認する機会を設けることにより、接遇向上を図る提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

法人各事業部に安全管理部を置き安全な施設運営・維持管理に取り組んでいる。安全チェックリストに基づく遊具や活動場所の日常点検および定期点検を実施し、施設にはセーフティキーパー（安全管理担当者）を置いて安全管理に努める提案があり、評価できる。

火災や風水害等の災害発生時の対応マニュアルを作成し、利用者と一緒に地震・火事・水害・不審者対応の避難訓練を実施すること、地域の防災訓練に参加し、地域の一員として防災意識を高める提案があり、評価できる。施設管理上の不具合については、所管課への報告・連絡・相談を緊密に行い、基本協定の責任分担に基づき対応する提案があり、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

「子育てのひろば」が併設された児童館の特性を生かし、館長や主任以外の有資格者を施設に柔軟に配置し効率的な管理運営を実現する提案があり、評価できる。

都内および近隣県で児童館・学童クラブを多数運営する法人として、社員が講師となってイベント運営すること、他の施設と連携して講師を招く等の工夫により、様々な体験を効率的に提供する提案があり、評価できる。

(9) 施設特性に応じた提案

読み聞かせなど乳幼児向け事業を通じて、保護者のサークル結成に繋がるよう職員から呼びかけて支援すること、子どもの興味・関心を高める体験の機会として、参加したくなる工作やコンテストを実施すること、中高生の意見を取り入れ、友達同士で集まる空間、一人でも落ち着ける空間を整備することの提案は、安心な居場所づくりの取組として、評価できる。

「子育てのひろば」のある児童館として、乳幼児の保護者が1人で不安を抱えることがないよう、児童館職員が日常的にサポートし継続的に見守る提案がある。定期的に来館する課題を抱えた児童の在籍校を訪問して、当該校と連携し、児童を支援する提案がある。これらは、児童館の設置目的と特性に応じた提案として、評価できる。

(10) 地域への貢献

練馬第二小ねりっこクラブなど、区の委託を受けて運営中の4施設における非常勤・臨時職員の区民雇用率は8割を超える。今後も区民を積極的に雇用する提案があること、また、地域のネイチャーリーダーによる「セミの羽化観察会」など地域連携事業を積極的に展開して、地域とともに子どもを支援する提案があることは、地域への貢献に資するものとして、評価できる。

練馬区社会福祉協議会の練馬ボランティア・地域福祉推進センターと連携し、外部ボランティアの発掘に努める提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立北大泉児童館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点
	3 団体の施設運営実績	(1) 同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点
提案審査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	30点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	20点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点
	9 施設特性に応じた提案	(1) 子どもが安全に安心して過ごすための居場所としての取組 (2) 子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応 (3) 館長候補者等の人選の考え方	30点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	応募団体（得点）		
		A	B	C
		株式会社 日本保育サービ ス	株式会社 マミー・インタ ーナショナル	
1 安定性・継続性	5	3	3	4
2 組織体制	5	4	4	4
3 団体の施設運営実績	10	8	8	6
4 区内事業者か否か	10	0	0	0
5 施設運営体制	30	24	24	18
6 利用者等への対応	20	16	16	16
7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	30	24	24	18
8 効率的な管理運営	30	24	24	18
9 施設特性に応じた 提案	30	30	24	24
10 地域への貢献	30	24	24	24
合 計	200	157	151	132

練馬区立児童館等指定管理者選定小委員会では、3団体の提案を評価・採点した結果、得点上位2団体を指定管理者候補団体として選定した。

申請時の希望順位を踏まえ、最高得点の株式会社日本保育サービスを北町児童館および北町児童館学童クラブの候補団体とし、次点の株式会社マミー・インターナショナルを北大泉児童館の候補団体とした。

令和7年12月19日
こども家庭部子育て支援課

指定管理者の指定について（練馬区立北町児童館）
指定管理者の指定について（練馬区立北町児童館学童クラブ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立北町児童館および練馬区立北町児童館学童クラブ（以下「北町児童館等」という。）の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社 日本保育サービス
代表取締役 坂井 徹

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月9日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5月21日	令和7年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
6月24日	令和7年第二回練馬区議会定例会 (練馬区立児童館条例の一部を改正する条例および練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例議決)
7月3日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月11日～7月25日	応募書類受付 (経営状況に関する部分・応募団体数3)
7月11日～8月12日	応募書類受付 (事業計画に関する部分・応募団体数3)
7月23日～7月25日	施設見学会（参加団体数6）
8月1日	経営診断委託
8月13日	第3回指定管理者選定小委員会

	(応募状況の報告、一次審査実施の有無の決定)
8月19日	応募団体運営施設の実地調査
8月29日	第4回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
9月18日	第5回指定管理者選定小委員会 (応募団体の評価、採点)
10月27日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、適切な児童館運営が期待できることおよび他自治体等における同種の施設運営経験に基づく充実した事業の提案があることにより、株式会社日本保育サービスが北町児童館等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

全体として安定した経営状態であり、借入金の返済の能力の指標の一つとなる預金対借入金比率は良好であることから、事業運営に支障は認められない。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

採用・退職時に秘密保持誓約書を提出させること、育成室への私用携帯電話の持込み禁止等の対策が講じられている。コンプライアンス規程・行動規範を整備し、対応が図られている。こども性暴力防止法の施行を見据えて採用時の性犯罪歴チェック（自己申告および同意取得）等の対応が進められている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

(3) 団体の施設運営実績

保育園、児童館、学童クラブなど関連施設を全国で345施設運営中であり、区内では、閑町小ねりっこクラブと橋戸小ねりっこクラブを運営中である。両施設のモニタリング評価結果は良好であり、児童館・学童クラブを安定的に運営する能力を有している。

- (4) 区内事業者か否か
区内事業者ではない。

【提案審査】

- (5) 施設運営体制

些細なことも相談できる関係を構築し「親育ち」に貢献すること、児童が興味関心を拡げることを支援し、「新しい挑戦」に二の足を踏む児童には、隣で「一緒にやってみようか」と寄り添うこと等、運営の基本的な考え方は、児童館の設置目的や児童館ガイドラインに沿ったものであり、評価できる。

SNSを活用して候補団体および児童厚生員、放課後児童支援員の魅力を発信し、学生の志望度の向上を図ること、大学や専門学校と連携して、施設長が現場で求められる専門性や実践的な知見を学生に直接伝える取組を実践する提案は、安定的な人材確保の面で、評価できる。

児童が気づいたことや要望を投函できるリクエストボックス、保護者が意見を投稿できるオンラインフォームを設置し、優先順位を付けて利用者の声を運営に反映する提案があり、評価できる。

職員として必要な知識やスキルの獲得を目的とした研修を100種類程度用意し、月1回を目安に受講できる仕組みがあり、施設運営の質の向上が期待できる。

- (6) 利用者等への対応

子どもの人権を考える研修を全職員に実施し、「異変に気付いたときの施設内での児童へのかかわり方、声掛け、態度」、「職員への指導方法」など必要な知識やスキルの習得が図られている点が、評価できる。また、児童の安心感と信頼感につながる声掛けや表情など、定期的な職員ミーティングで成功事例や改善点を共有し、チーム全体でスキルの向上を図る提案があり、評価できる。

苦情等は、即座に本部に報告し、重大な事案等は対応方法を当日中に決定し、区へ報告の上、保護者対応に移行すること、問題解決まで時間がかかる事案は、施設運営に支障を来たさないよう本部が対応することが提案されており、評価できる。

- (7) 施設の維持管理・安全性への配慮

区内で受託運営中の2施設と本施設の職員が、それぞれ他の施設を「相互巡回」し、チェックリストを用いて第三者の目で施設の設備や安全・安心な育成の体制が整っているか毎月確認する。また、年度末には100項目以上の施設内自己評価を実施し、次年度への課題・改善点を洗い出す取組の提案があり、評価できる。

地震、火災など毎月異なる災害を想定した防災訓練の実施、緊急時の児童対応、各所への連絡などを「行動フローチャート」として施設内に掲示し、全職員が対応できる体制を整える提案があり、危機管理体制が評価できる。

施設管理上の不具合や問題が生じた際は、運営責任者が施設の第一窓口と

なり電話連絡、報告書の提出等を速やかに行う提案があり、評価できる。

本部に自治体ごとの担当者を置き、法人本部として区と連携して対応を図る提案があり、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

児童館と学童クラブ併設施設の特性を生かし、各主任以外の有資格者を児童館と学童クラブに柔軟に配置し、効率的な管理運営を実現する提案があり、評価できる。

法人としてのスケールメリットを生かして共通の消耗品等を一括調達することで、効率的かつ安価に調達する提案があり、評価できる。

(9) 施設特性に応じた提案

発達・栄養・看護の専門チームによる講座や相談支援により、子育ての不安解消と親育ちを支援すること、友達・地域の方々・職員と関わって社会性を育み、児童が主体的に遊びの活動を展開すること、中学生や高校生が、児童館で顔見知りになった子育てサポートや地域のボランティアと雑談したり、楽しい計画を立てたりして自然と「会話を楽しむこと」ができる中高生の居場所づくりに取り組むことなど、児童館の設置目的と特性に沿った提案があり、特に高く評価できる。

館長候補者は、児童館長として4年、学童クラブ所長として4年の職務経験がある。これまでの運営経験で培われた職員育成や保護者対応、運営改善などのノウハウを生かした円滑な施設運営が期待できる。学童クラブを併設する児童館の館長候補者にふさわしい提案として、特に高く評価できる。

(10) 地域への貢献

非常勤職員について積極的に区民雇用すること、大学訪問を強化し、子どもと関わる分野に关心のある学生を雇用する提案があり、評価できる。

再委託先や物品調達は、ねりっこクラブ2か所の運営を通じて築いた地元業者との信頼関係を生かして依頼・発注を行う提案があり、評価できる。

地域行事に地域の方々と児童館の子どもたちが一緒に参加し、自然に関わりを持てる機会を創出し、子どもが地域社会の一員として意識を育めるよう努め、子どもと地域を繋ぐ提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立北町児童館等）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点
	3 団体の施設運営実績	(1) 同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点
提案審査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	30点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	20点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点
	9 施設特性に応じた提案	(1) 子どもが安全に安心して過ごすための居場所としての取組 (2) 子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応 (3) 館長候補者等の人選の考え方	30点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
	合計		200点

2 審査結果

評価項目	配点	応募団体（得点）		
		A	B	C
		株式会社 日本保育サービ ス	株式会社 マミー・インタ ーナショナル	
1 安定性・継続性	5	3	3	4
2 組織体制	5	4	4	4
3 団体の施設運営実績	10	8	8	6
4 区内事業者か否か	10	0	0	0
5 施設運営体制	30	24	24	18
6 利用者等への対応	20	16	16	16
7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	30	24	24	18
8 効率的な管理運営	30	24	24	18
9 施設特性に応じた 提案	30	30	24	24
10 地域への貢献	30	24	24	24
合 計	200	157	151	132

練馬区立児童館等指定管理者選定小委員会では、3団体の提案を評価・採点した結果、得点上位2団体を指定管理者候補団体として選定した。

申請時の希望順位を踏まえ、最高得点の株式会社日本保育サービスを北町児童館等の候補団体とし、次点の株式会社マミー・インターナショナルを北大泉児童館の候補団体とした。

令和7年12月19日
こども家庭部子育て支援課

指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館）

指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ（以下「東大泉児童館等」という。）の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号
株式会社 ポピンズエデュケア
代表取締役 田 村 篤 司

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月9日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月21日 令和7年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月3日 第2回指定管理者選定小委員会

（企画提案書作成要項の審議）

7月11日 企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）

7月24日 申請書類受付（経営状況に関する部分）

8月1日	経営診断委託
8月12日	申請書類受付（事業計画に関する部分）
8月29日	第4回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
9月18日	第5回指定管理者選定小委員会 (申請団体の評価、採点)
10月27日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な管理・運営が期待できること、併設施設や関係機関等と連携し、地域において継続して安全・安心に過ごすことのできる施設運営が行われていること等の理由により、株式会社ポピンズエデュケアが東大泉児童館等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

全体として安定した経営状態である。資金力および借入金の返済能力が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

指定管理者として、地域住民・ボランティアとの交流、地域活動への参加、併設施設である敬老館・保育園との交流・連携による児童館運営に取り組んできた。

施設の駐輪場をキャンドルライトで飾るイベントや学校応援団まつりへの参加、近隣農園でのじゃがいも掘り体験会などは、地域の方に児童館を知つてもらう機会となり、地域の方が児童館の運営に参加する成果に繋がっている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用するとともに、独自に情報セキュリティに関する国際規格ISO27001を取得している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

子育て家庭に対する相談・援助を行い、交流の場を提供し、遊びを通じて子どもの健全育成を推進する運営の基本的な考え方は、児童館の設置目的お

より児童館ガイドラインに沿ったものであり、評価できる。

毎月開催している、団体が運営する全国325施設の施設長会議において、優れた取組やヒヤリハット事例を共有する提案はサービス水準の維持・向上が期待できる。また、連絡帳や日々のやり取りで気軽に相談できる体制を整えるとともに、来館者や利用者の意見を聞く機会として、年3回の子ども会議や保護者会・個人面談などを実施し、運営に反映する提案があり、評価できる。

「全職員受講必須研修」「階層別研修」「各種専門性を高める研修」の実施や社員全員が学ぶべき事項・指針をまとめた冊子を用いて施設でOJTや研修を行うなど、職員に対する教育・研修体制の提案があり、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

児童館で実際に起きた接触事故の事例を職員がシミュレーションして事故が起りやすい状況を体感し共有するとともに、来館者とともにミーティングを行い再発防止のための意見を共有する提案があり、評価できる。

中高生が小学生の宿題支援を行う「チューター活動」や若手職員が担当する「しゃべり場」を設置して中高生が気軽に話せる環境を整える提案があり、評価できる。

敬老館の跡施設として、令和7年7月に開所した「あすはステーション大泉」との連携に向けた協議を行っており、評価できる。

学童クラブは、登室時に健康状態を目視・口頭により確認すること、体調不良時のきめ細かな対応を行うこと、保護者会等で保育内容や安全対策を説明することなどの提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

施設の衛生管理や備品、遊具等の状況をチェックリストで日常的に点検する提案があり、評価できる。

災害別のマニュアルを策定し、適切に対応できるよう体制を整え、定期的に想定訓練を実施する提案があり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

児童館と学童クラブが併設する施設の特性を生かし、主任以外の有資格者を児童館と学童クラブに柔軟に配置し効率的な管理運営を実現する提案があり、評価できる。

全国で多数の児童福祉施設等を運営する団体のノウハウとネットワークを駆使し、優秀な人材を確保する提案があり、評価できる。

(7) 施設特性に応じた提案

不登校の子どもについて寄り添いながら、安心して過ごせる個別の居場所づくりや職員と信頼関係を構築する提案があり、評価できる。

子どもと一緒に児童館の行事運営を行うことで、自己実現の場を提供する提案があり、評価できる。

怪我の未然防止を図るため、運動量の多い遊びをする前には、職員と子どもが一緒に準備体操を行うなど、子どもが安全に安心して過ごせるよう取り

組む提案があり、評価できる。

保護者同士が集い、相談し合える機会を設けて育児の孤立を防ぎ、家庭における問題の発生を予防する提案があり、評価できる。課題を抱える家庭には、子ども家庭支援センターなどの関係機関への橋渡しを行い、家庭が落ち着くまで寄り添い続ける提案があり、評価できる。

スーパーバイザーが巡回・指導を行い、不適切な保育を未然に防止する体制を整えている。また、こども性暴力防止法への対応に向けた取組があり、評価できる。

(8) 地域への貢献

現在、東大泉児童館等における非常勤職員の区内在住率は約9割であり、今後も区民の継続雇用と新規採用を積極的に進め、地域に根ざした児童館運営を強化する提案があり、評価できる。

再委託・物品の調達について、業者の選定に当たり、区内に事業所があることを重視する提案があり、評価できる。

小学校と相互に連携して情報を共有し、子どもたちの様子や活動内容を把握して対応すること、新1年生の担任との懇談会や副校長との月会を通じて、個別支援が必要な児童への対応を協議することなどの提案があり、評価できる。

近隣の小学校2校において、定期的に出前児童館を行い、学校応援団と地域の子どもの情報を共有しながら連携・協力する取組の提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立東大泉児童館等）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提案審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に応じた提案	(1) 子どもが安全に安心して過ごすための居場所としての取組 (2) 子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応 (3) その他課題として捉えている内容・課題に対する取組	30点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		株式会社 ポピンズエデュケア
1 安定性・継続性	5	3
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	40	32
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	20	16
6 効率的な管理運営	20	16
7 施設特性に応じた提案	30	24
8 地域への貢献	30	24
合 計	200	159

資料 6

令和7年12月19日
教育振興部教育施策課

児童生徒用タブレットパソコンの更新について

1 変更点等

	更新前	更新後
タブレット パソコン本体	Lenovo 300e コンバーチブル型 約 1.37kg (ドングル込み)	Lenovo 500e コンバーチブル型 約 1.33kg
配備台数	約 48,300 台 (予備機約 1,000 台を含む)	約 53,650 台 (予備機約 7,000 台を含む)
オペレーティ ングシステム (OS)	Chrome OS	変更なし
通信方式	LTE (外付け USB 型ドングル)	LTE と Wi-Fi の併用 (LTE はタブレットに内蔵)
本体以外の 貸与物品	(1) AC アダプタ (2) タッチペン (3) 保護ケース (4) USB 型ドングル	(1) AC アダプタ (2) タッチペン (3) 保護ケース
充電保管庫の 配備	(1) 小学校 ①小学 1 年生の学級数 ②その他各校 1 台 ③特別支援学級 (固定級) 設置校に 1 台 (2) 中学校 ①各校 2 台 ②特別支援学級 (固定級) 設置校に 1 台	(1) 小学校 左記のほか、小学 2 年生 の学級数分の台数を、各校 に追加配備 (2) 中学校 変更なし

2 変更理由等

(1) 配備台数

機器の破損・故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう、予備機の台数を増やした。

(2) 通信方式

Wi-Fi 環境が整備されていない校庭や校外学習、家庭学習での通信環境の確保や、Wi-Fi 接続に不具合が発生した場合に備えるため、LTE と Wi-Fi を併用とした。なお、LTE については、これまでの外付け USB 型ドングルではなく、タブレットパソコン本体への内蔵型とした。

(3) 充電保管庫の配備

各校に配備している充電保管庫について、新たに、小学2年生の学級数分の台数を追加配備する。これにより、タブレットパソコンの持ち帰りに関して、低学年児童の身体的な負担を軽減する。

合わせて、児童・生徒の負担軽減について、家庭学習で使うことが少ない教科の教科書や教材を学校保管とするなど、年齢や体格に応じた配慮を行うよう、改めて校長会で周知徹底した。

3 今後のスケジュール

令和7年12月中旬から令和8年2月下旬までの間に順次、各校を通じて、全児童・生徒に新機種を貸与予定。

資料 7

令和 7 年 12 月 19 日
教育振興部学務課

令和 8 年度入学 中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

1 締切日（10 月 16 日）現在の学校選択制度「選択希望」状況

学校名		通学区域外から の受入可能人数	通学区域外 からの希望	学校名		通学区域外から の受入可能人数	通学区域外 からの希望
1	旭丘	35 人	22 人	18	石神井	25 人	106 人
2	豊玉	35 人	6 人	19	石神井東	20 人	87 人
3	豊玉第二	35 人	13 人	20	石神井西	5 人	23 人
4	中村	35 人	30 人	21	石神井南	35 人	8 人
5	開進第一	35 人	28 人	22	上石神井	35 人	22 人
6	開進第二	35 人	108 人	23	南が丘	35 人	6 人
7	開進第三	20 人	31 人	24	谷原	5 人	19 人
8	開進第四	35 人	39 人	25	三原台	35 人	36 人
9	北町	35 人	26 人	26	大泉	25 人	56 人
10	練馬	35 人	33 人	27	大泉第二	35 人	38 人
11	練馬東	35 人	32 人	28	大泉西	35 人	8 人
12	貫井	25 人	24 人	29	大泉北	35 人	11 人
13	田柄	35 人	44 人	30	大泉学園	35 人	60 人
14	豊溪	35 人	1 人	31	大泉学園桜	35 人	3 人
15	光が丘第一	35 人	109 人 (うち豊溪中通 学区域 55 人)	32	関	35 人	24 人
				33	八坂	35 人	2 人
				合計		1,035 人	1,194 人
16	光が丘第二	35 人	61 人				
17	光が丘第三	35 人	78 人				

※ 網掛けの学校は、抽選実施予定校

2 豊溪中通学区域在住者の希望状況について

希望校 卒業校	豊溪中	光が丘第一中	その他	未提出者	計
旭町小	11	27	6		44
光が丘四季の香小		26	5		31
その他	3	2		3	8
計	14	55	11	3	83

区立学校適正配置第二次実施計画における豊溪中と光が丘第一中の統合・再編により、豊溪中通学区域に在住で、光が丘第一中を希望の場合は、抽選対象外とする。

3 公開抽選の実施

(1) 実施日

令和7年12月2日（火）、3日（水） 9時30分～17時

(2) 抽選会場

練馬区役所本庁舎 20階 「交流会場」

(3) 抽選順（予定）

12月2日（火） 開進第二、光が丘第二、光が丘第三、石神井、石神井西

12月3日（水） 石神井東、大泉

資料 8

令和 7 年 12 月 19 日
教育振興部教育指導課
教育振興部副参事

令和 6 年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の
状況について

令和 6 年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について、文部科学省「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 調査対象

区立小学校（65 校）および中学校（33 校）

2 調査方法

質問紙調査

3 調査対象期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

4 調査結果

- (1) 暴力行為の状況 (p 2)
- (2) いじめの状況 (p 3～p 5)
- (3) 不登校の状況 (p 6～p 8)

1 暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生学校数等

[単位：件]

校種	件数	年度		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
		学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
小学校		36	208	43	200	44	284		
中学校		28	133	27	150	27	194		
計		64	341	70	350	71	478		

(2) 暴力行為の詳細

[単位：件]

分類	件数	年度		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
		校種	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数	学校数
対 教 師 暴 力		小学校	19	41	22	48	19	62	
		中学校	5	10	3	3	11	17	
生 徒 間 暴 力		小学校	31	146	32	122	41	163	
		中学校	25	106	24	112	26	142	
対 人 暴 力		小学校	1	3	3	3	6	16	
		中学校	4	4	1	1	2	3	
器 物 損 壊		小学校	12	18	15	27	11	43	
		中学校	9	13	15	34	14	32	

2 いじめの状況

(1) いじめ認知件数推移

[単位：件]

校種 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
小学校	1, 256	2, 101	3, 379
中学校	243	336	411
計	1, 499	2, 437	3, 790

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめ認知件数の学年別内訳

[単位：件]

学年 年度	小学校			中学校			
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	
第 1 学年	199	388	652	120	181	209	
第 2 学年	257	414	630	82	115	130	
第 3 学年	214	388	671	41	40	72	
第 4 学年	234	395	639	△			
第 5 学年	181	277	472	△			
第 6 学年	171	239	315	△			
計	1, 256	2, 101	3, 379	243	336	411	

(3) いじめの現在の状況

〔単位：件数一件、割合－%〕

校種		小学校			中学校		
年度 項目	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	
	件数	981	1,547	2,555	195	279	342
解消している もの	割合	78.1	73.6	75.6	80.2	83.0	83.2
	件数	272	552	824	48	57	69
解消に向けて 取組み中	割合	21.7	26.3	24.4	19.8	17.0	16.8
	件数	3	2	0	0	0	0
その他	割合	0.2	0.1	0	0	0	0
	計	1,256	2,101	3,379	243	336	411

(4) いじめ発見のきっかけ

〔単位：件〕

校種		小学校			中学校		
年度 項目	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	
	学校の教職員等が発見	997	1,806	2,865	130	196	206
内 訳	学級担任が発見	109	117	96	21	16	20
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	35	10	106	9	15	19
	養護教諭が発見	2	5	4	0	3	4
	スクールカウンセラー等の 外部の相談員が発見	6	4	3	0	2	4
	アンケート調査など学校の 取組により発見	845	1,670	2,656	100	160	159
学校の教職員以外からの情報により発見		259	295	514	113	140	205
内 訳	本人からの訴え	91	130	302	75	76	118
	当該児童生徒(本人)の保護 者からの訴え	116	88	134	22	45	52
	児童生徒(本人を除く)から の情報	24	43	43	8	13	24
	保護者(本人の保護者を除 く)からの情報	24	29	27	6	5	7
	地域住民からの情報	0	2	1	0	0	0
	学校以外の関係機関(相談機 関を含む)からの情報	3	3	1	2	1	0
	その他(匿名による投書など)	1	0	6	0	0	4
計		1,256	2,101	3,379	243	336	411

(5) いじめの態様 (複数回答可)

〔単位：件〕

校種 年度 項目	小学校			中学校		
	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	1,073	1,575	2,553	189	266	324
仲間はずれ、集団による無視をされる。	86	203	409	31	20	22
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	179	442	703	27	45	41
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	36	52	123	5	14	18
金品をたかられる。	5	13	33	2	0	7
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	15	86	55	10	7	13
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	26	49	180	10	12	13
パソコンや携帯電話等で、ひばう中傷や嫌なことをされる。	14	27	26	25	19	40
その他	13	80	14	8	3	0
計	1,447	2,527	4,096	307	386	478

(6) いじめられた児童生徒の相談状況 (複数回答可)

〔単位：件〕

校種 年度 項目	小学校			中学校		
	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度
学級担任に相談	1,151	1,954	3,284	213	270	292
学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	64	71	125	84	55	85
養護教諭に相談	33	40	10	11	13	14
スクールカウンセラー等の相談員に相談	55	91	68	10	14	13
学校以外の相談機関に相談 (電話相談やメール等も含む)	5	19	6	3	1	4
保護者や家族等に相談	188	231	163	43	80	88
友人に相談	21	61	40	38	21	16
その他 (地域の人など)	0	0	0	0	0	0
誰にも相談していない	8	12	21	2	4	25
計	1,525	2,479	3,717	404	458	537

※ 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択する。

3 不登校の状況

(1) 不登校児童生徒数の推移 [単位：不登校数一人、出現率一%]

校種	年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
小学校	不登校数	562	717	721
	出現率	1. 67	2. 14	2. 15
	都出現率	1. 78	2. 21	2. 22
中学校	不登校数	824	931	950
	出現率	6. 13	6. 90	7. 19
	都出現率	6. 85	7. 80	7. 68
計	不登校数	1, 386	1, 648	1, 671

※ 1 不登校数は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあり、年間 30 日以上欠席した児童生徒の数

※ 2 出現率は、在籍児童生徒数（学校基本調査による。）に占める不登校児童生徒数の割合

(2) 不登校児童生徒の学年別内訳

[単位：人]

学年	小学校			中学校			
	年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
第 1 学年		33	55	37	243	239	235
第 2 学年		69	76	71	298	350	322
第 3 学年		74	115	91	283	342	393
第 4 学年		104	117	151			
第 5 学年		126	161	154			
第 6 学年		156	193	217			
計		562	717	721	824	931	950

(3) 不登校児童生徒について把握した事実

[単位：人]

区分	小学校													該当なし	
	学校のきまり等に関する相談があつた。	いじめの被害の情報や相談があつた。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があつた。	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があつた。	家庭生活の変化に関する情報や相談があつた。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があつた。	個別の配慮（障害（疑い含む））に起因する特別な教育的支援以外）についての求めや相談があつた。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があつた。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があつた。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があつた。	個別の配慮（障害（疑い含む））に起因する特別な教育的支援以外）についての求めや相談があつた。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があつた。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	
把握した事実	223	205	152	139	116	75	67	65	55	26	17	16	12	12	19

区分	中学校													該当なし	
	学校のきまり等に関する相談があつた。	いじめの被害の情報や相談があつた。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があつた。	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があつた。	家庭生活の変化に関する情報や相談があつた。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があつた。	個別の配慮（障害（疑い含む））に起因する特別な教育的支援以外）についての求めや相談があつた。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があつた。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があつた。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があつた。	個別の配慮（障害（疑い含む））に起因する特別な教育的支援以外）についての求めや相談があつた。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があつた。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	
把握した事実	290	225	187	132	124	122	100	97	39	37	33	21	16	15	0

※ 「把握した事実」については、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認して回答することとしている。

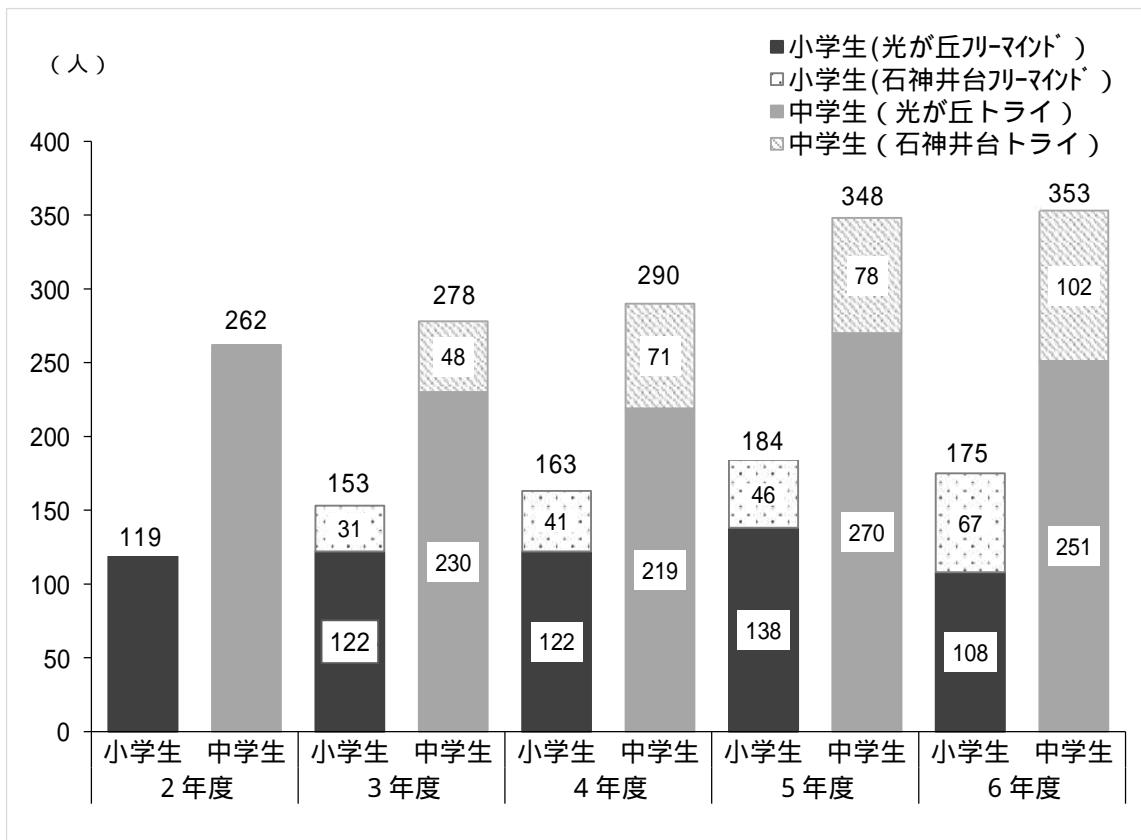
(4) 指導の結果登校するようになった児童生徒 [単位:件数一件、割合一%]

校種		小学校			中学校		
年度区分		R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度
指導の結果、登校できるようになった児童生徒数	件数	134	223	208	147	216	204
	割合	23.8	31.1	28.8	17.8	23.2	21.5
指導中の児童生徒数	件数	428	494	513	677	715	746
	割合	76.2	68.9	71.2	82.2	76.8	78.5
計		562	717	721	824	931	950

令和 6 年度 学校教育支援センター各事業の利用状況について

1 フリーマインド・トライの利用状況

区内在住の不登校児童・生徒に対して、心の安定を図るために相談支援や集団生活への適応を図るためにグループ活動、児童・生徒一人ひとりが希望する学習活動を行い、学校生活への復帰など将来的な社会的自立に向けた支援をしている。



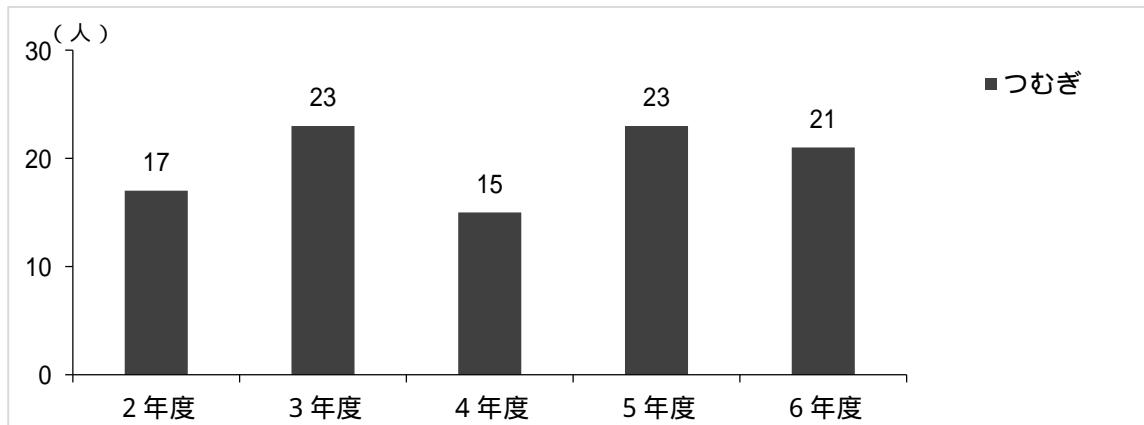
<登録者数内訳 (6 年度) > (単位 : 人)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
小学生	1	11	15	44	41	63	175
光が丘	1	4	13	23	28	39	108
石神井台	0	7	2	21	13	24	67
中学生	58	122	173				353
光が丘	34	93	124				251
石神井台	24	29	49				102

石神井台...令和 6 年度に上石神井から移転。5 年度までは上石神井の登録者数。

2 つむぎの利用状況

フリーマインド・トライの集団活動に参加することが困難な不登校児童・生徒に対して、心の安定を図るために相談支援や児童・生徒一人ひとりが希望する個別の学習活動を行い、将来的な社会的自立に向けた支援をしている。

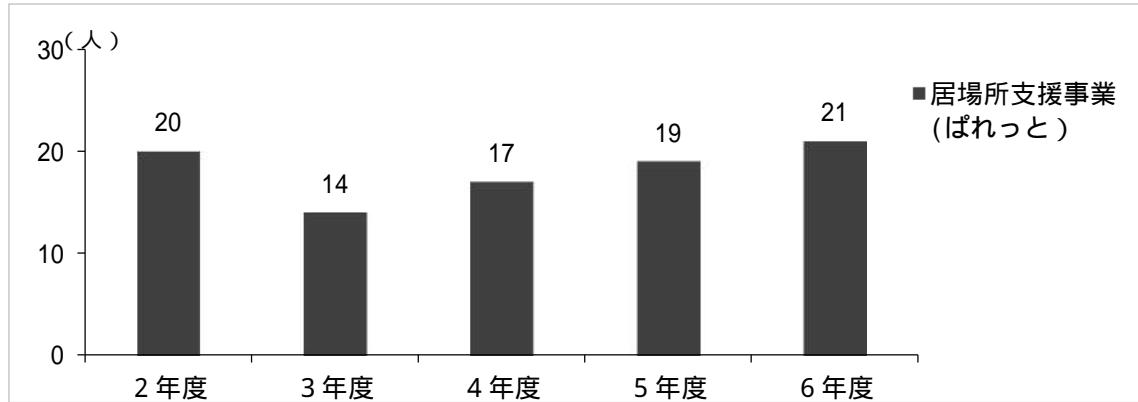


<登録者数内訳(6年度)> (単位:人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	0	0	1	1	6	6	14
中学生	3	2	2				7

3 居場所支援事業の利用状況

フリーマインド・トライへの通室や学校内の別室登校が困難な児童・生徒に対して、生活習慣、学習習慣の形成や、社会性を育成するための支援をしている。

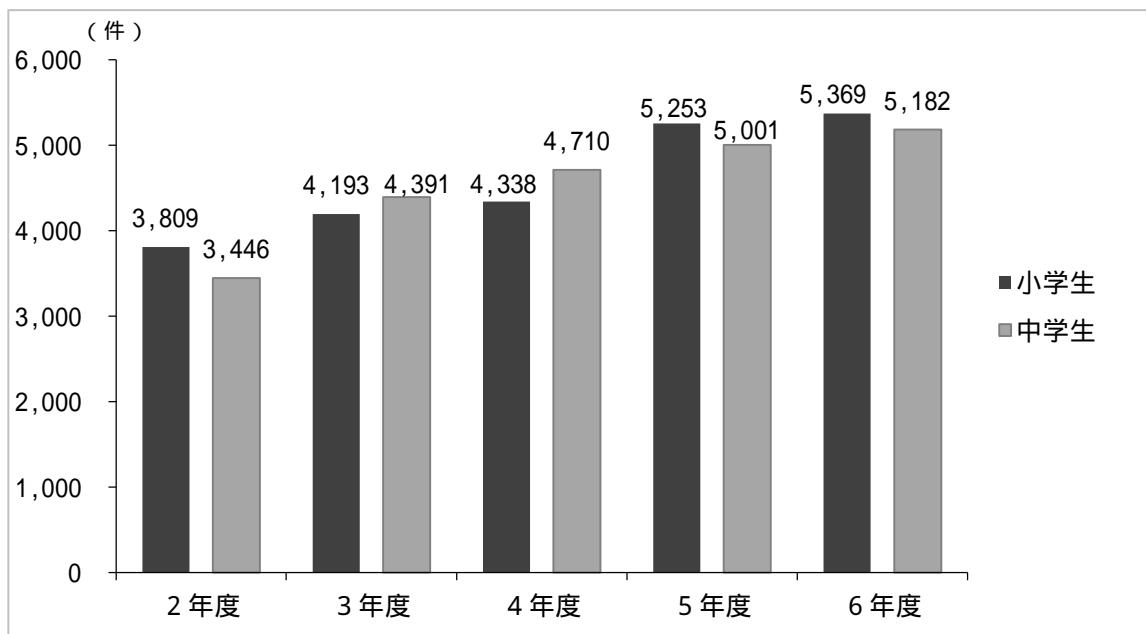


<登録者数内訳(6年度)> (単位:人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	0	0	1	2	3	2	8
中学生	4	6	3				13

4 スクールソーシャルワーカー事業の利用状況

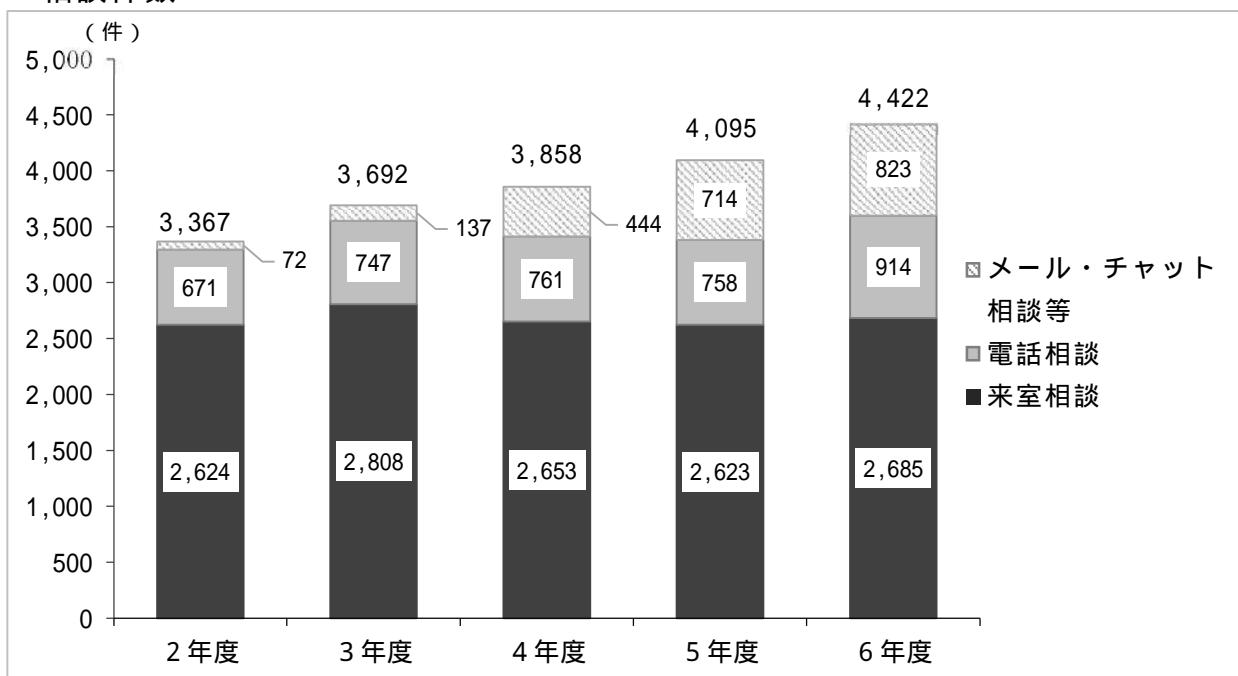
スクールソーシャルワーカーが、不登校やいじめ等様々な課題を抱える児童・生徒の支援や教員等との連携・助言のために、家庭や学校などへの訪問を行っている。



5 教育相談事業の利用状況

区内 4 か所の教育相談室で、専門の教育相談員による対面での相談(来室相談)や電話相談を実施している。このほか、児童・生徒用タブレット等を活用したメール・チャット相談等を行っている。

相談件数



不登校相談件数

(単位:件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
来室相談	668	724	715	760	791
電話相談	59	95	82	86	76
教育相談メール	7	9	10	11	7
子ども相談メール			4	9	
ねりまホッとアプリ+(プラス)				9	12

いじめ相談件数

(単位:件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
来室相談	26	30	26	21	25
電話相談	17	20	23	23	28
教育相談メール	0	18	1	2	0
いじめ相談メール	6	15	10	13	24
いじめ対応アプリ	5	29	11		
子ども相談メール			66	8	
ねりまホッとアプリ+(プラス)				70	51

資料 10

令和 7 年 12 月 19 日
教育振興部光が丘図書館

小竹図書館の休館等について

小竹図書館について、練馬区立図書館条例第4条第2項および練馬区立図書館条例施行規則第2条第2項に基づく特別館内整理日を設定するとともに、空調設備の更新工事を実施するため、下記のとおり休館および館内利用、図書館事業の休止に伴う臨時受取窓口の開設を行う。

記

1 期間等

休館期間：令和 8 年 1 月 19 日（月）から 3 月 2 日（月）まで

令和 8 年 1 月 19 日（月）から 1 月 23 日（金）まで	休館（特別館内整理期間）
1 月 24 日（土）から 2 月 28 日（土）まで	「臨時受取窓口」の開設期間 館内利用、図書館事業の休止
3 月 1 日（日）から 3 月 2 日（月）まで	休館（業務再開準備期間）
3 月 3 日（火）	通常開館の再開

開設時間は午前 9 時から午後 8 時まで（土・日・祝日は午後 7 時まで）
第 2 月曜（2 月 9 日）を除く月曜は休館

2 臨時受取窓口について

- えほんコーナーに仮設のカウンターを設置する。
- 予約した図書館資料の貸出および返却、予約受付等を行う。
- 館内での閲覧、会議室利用およびおはなし会等の図書館事業は休止する。
- ブックスタートは事業を休止するが、希望者には臨時受取窓口で絵本の引き渡しのみを行い、後日開催する事業に参加していただく。

3 周知方法

区報掲載、図書館ホームページ、おやすみカレンダー、館内掲示、チラシ等により周知する。

資料 11

令和 7 年 12 月 19 日

こども家庭部こども施策企画課

「ねりまママパパてらす」の実施について

1 事業目的

- (1) 子育て中のママやパパが講師となり、自らのスキルを活かして実施する自主講座を支援し、地域での活躍を後押しする。また、児童館や子育てのひろばなどで実施する講座の講師を依頼し、活躍の場を広げる。
- (2) 地域とのつながりを広げ、子育てを支え合い、もっと楽しめるよう、子育てるママやパパ、子育て支援団体などが参加する交流イベントを開催する。
- (3) ママやパパの自主的な活動を支援することで、子育て家庭が地域の身近な場所で気軽に交流や相談などができる居場所を充実し、地域で子育てを支え合う環境を整備する。

2 令和 7 年度「ねりまママパパてらす」講座について

(1) 自主講座

講師は、実施する講座の企画立案、会場の確保、当日の運営を自ら行う。

ア 講師人数

6 人（1 人 1 講座）

イ 講座テーマ（例）

「ママのためのダンスサロン～子育てリフレッシュ教室～」

「ぼく・わたしのすきを描こう～グッズとして形にする体験アート～」

ウ 運営費補助

補助上限額（年額）30,000 円

(2) 区主催講座

児童館、子育てのひろばなどで実施する講座・イベントの講師を担う。講座の内容は、各施設と協議の上で決定する。

ア 講師人数

8 人（1 人 1 講座）

イ 講座テーマ（例）

「親子でたのしくお片づけ教室」

「ママの幸せ笑顔を引き出す似合う色講座」

ウ 運営費補助

補助上限額（年額）15,000 円

(3) 第1回開催講座の概要

- ア 講座テーマ 「親子でたのしくお片づけ教室」
- イ 開催日時 令和7年11月22日（土）10時30分～11時30分
- ウ 開催場所 土支田児童館
- エ 対象者 小学生までの子どもと保護者
- オ 定員 20組（40名程度）
- カ 参加費 無料

(4) 周知方法

令和7年11月から順次開催し、講座ごとに、区ホームページ、SNS、ねりま子育て応援アプリ等で隨時お知らせする。

3 交流イベントの開催について

(1) 開催趣旨

地域で活躍するママやパパ、地域で子育てを支援する団体、子育て中のママやパパや子どもたちが集まり、楽しみながらお互いの活動や想いを知ることができたり、子育てに役立つ情報を得ることができたりする場とし、参加者同士がつながる機会とともに、地域で子育てを支え合う機運を醸成する。

(2) 開催概要

- ア 開催日時 令和8年3月21日（土）10時00分～15時00分（予定）
- イ 開催場所 練馬区立区民・産業プラザ（Coconeri ホール、産業イベントコーナーほか）
- ウ 開催内容 子育て支援団体等による展示やワークショップ、子どもの遊び場、ステージ出演、ねりまママパパてらす講師の実績報告会・交流会など
- エ 主催 ねりまママパパてらす交流イベント実行委員会、練馬区
※ 実行委員会は、公募区民7名、子育て支援団体推薦委員6名、区職員1名の計14名で構成